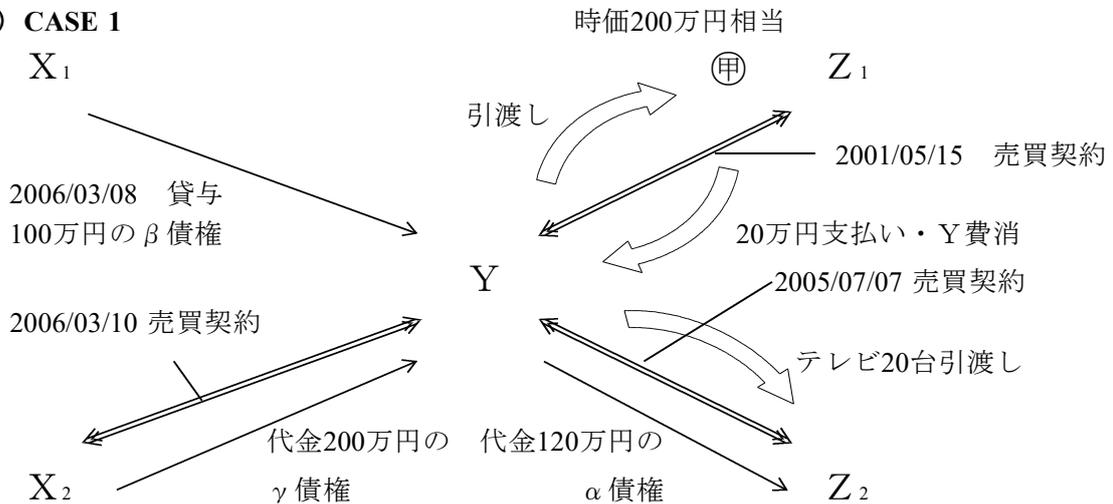


第3回講義参考資料

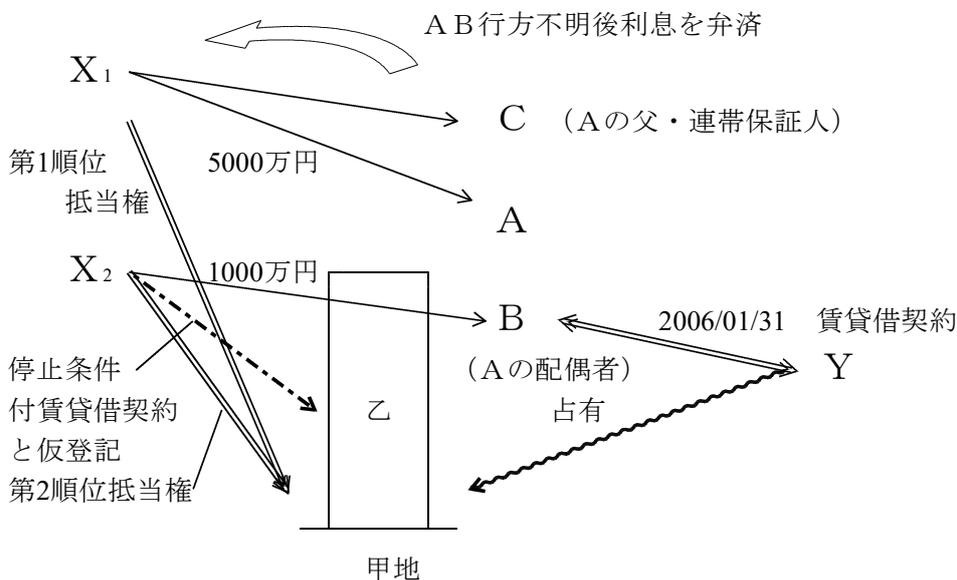
2017/08/25

【当事者関係図】

(1) CASE 1



(2) CASE 2



【本日は及する(可能性のある)判例・文献】 (太字は事前指示判例)

◎判例

(1)の関連

- | | |
|--|----------------------------|
| 1) 最判昭40年10月12日民集19巻7号1777頁 | 3) 名古屋地判昭58年3月7日判タ506号136頁 |
| 2) 最判昭45年3月26日民集24巻3号151頁
=百I ⁵ 18、『判例プラクティス民法I』99 | 4) 大判昭14年5月16日民集18巻557頁 |
| | 5) 大判昭10年3月12日民集14巻482頁 |

(2)の関連

- 6) 最判平元年6月5日民集43巻6号355頁

◎学説

- 1) 四宮和夫＝能見善久『民法総則〔第8版〕』（弘文堂、2010年）227-228頁
- 2) 伊藤滋夫＝山崎敏彦編『ケースブック 要件事実・事実認定〔第2版〕』（有斐閣、2005年）162頁以下〔瀬戸口壯夫〕
- 3) 奥田昌道編『新版注釈民法(10-2)』（有斐閣、2011年）754頁〔下森定〕
- 4) 林良平＝石田喜久夫＝高木多喜男（安永正昭補訂）『債権総論〔第3版〕』（青林書院、1996年）179頁注2〔石田喜久夫〕
- 5) 平井宜雄『債権総論〔第2版〕』（弘文堂、1994年）〔230〕〔238〕

【講義進行促進のための整理】

◎債権者代位権の実体法上の要件

- ①被保全債権の存在
 - ②被保全債権の保全の必要性⇨債務者の無資力
 - ③債務者に代位対象となる権利が帰属していること
 - ④一身専属権でないこと
 - ⑤被保全債権の期限の到来又は、裁判上の代位若くは保存行為であること
 - ⑥債務者自身が目的となる権利を行使していないこと
- 債権者代位訴訟の訴訟要件

◎本間に関する民法改正案（改正条文の項目のみ）

（錯誤）

95条

第2款 債権者代位権

（債権者代位権の要件）

423条

（代位行使の範囲）

423条の2

（債権者への支払又は引渡し）

423条の3

（相手方の抗弁）

423条の4

（債務者の取立てその他の処分の権限等）

423条の5

（被代位権利の行使に係る訴えを提起した場合の訴訟告知）

423条の6

（登記又は登録の請求権を保全するための債権者代位権）

423条の7